

長生郡市広域市町村圏組合建設工事等入札参加資格審査方針

1 目的

この方針は、建設工事等の入札参加業者等の格付方法等を定め、入札の円滑な執行を確保することを目的に方針を定める。

2 経営事項審査（経審）

- ① 客観点数は、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営に関する事項の建設工事の種類ごとの審査点数（P 点）により行うものとする。
- ② 主観点数は、別表 1 に定めるところにより算出するものとする。

3 有資格者の等級の格付

等級の格付は、総合点数（客観点数（P 点）+ 主観点数）に基づき、次のとおり格付を行うものとする。

種別 等級	建築一式 工事	土木一式 工事	ほ装工事	管工事	電気工事
A	800 点以上				
B	700 点以上 800 点未満				
C	700 点未満				

4 新規登録者の取扱い

新規登録者については、総合点数に係わらず各付け等級を C からとする。

5 格付けの昇格・降格の取扱い

格付の移動は上下一つとする。 例 C \rightarrow A C \rightarrow B

附 則

この方針は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この方針は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

(別表1)

主観点数算出基準 ※該当する工種に加点

(1) 工事成績の平均点 (直近2年度分)

平均点	100~90点	89~80点	79~75点	74~70点	69~65点	64点以下
付加点数	100	90	70	50	40	30

(2) 組合における工事施工実績 (直近2年度分)

有	無
20	0

(3) 災害等協力者

① 組合及び構成市町村と災害協定等を結んでいる団体の加入者及び個人

加入有	加入無
30	0

② 組合水道部と公道及び宅内の漏水修繕当番の契約を結んでいる団体の加入者及び個人

公道漏水当番	宅内漏水当番
20	10

客観点 (P点) に上記 (1) ~ (3) までの合計点 (主観点) を加算し総合点数とする。

参考【総合点数計算例】

客観点数 (P点) = 800点

主観点数 = 120点

工事成績付加点 (40点) + 公共工事施工実績点数 (20点) + 災害等協力者 (30点) + 公道漏水当番・宅内漏水当番 (30点) = 120点

総合点数 800点 + 120点 = 920点